

相続手続 チェックリスト

✓	手続の種類	期 限	手続先	備 考
① 直ちに行う手続				
<input type="checkbox"/>	死亡届・火葬許可申請	7日以内	本籍地・死亡地・届出人の住所地の市区町村役場	死亡診断書のコピーを数枚とっておく 葬儀社が提出代行するケースあり
<input type="checkbox"/>	世帯主変更届	14日以内	住所地の市区町村役場	故人が世帯主で、15歳以上の世帯員が2人以上いる場合
<input type="checkbox"/>	健康保険資格確認書・後期高齢者医療保険資格確認書の返却	14日以内	市区町村役場 または事業主（会社員・公務員の場合）	
<input type="checkbox"/>	介護保険資格喪失届	14日以内	住所地の市区町村役場	介護保険被保険者証を持っていた場合
<input type="checkbox"/>	年金受給権者死亡届	厚生年金10日以内 国民年金14日以内	最寄りの年金事務所・年金相談センター	マイナンバーが収録されていれば省略可 未支給年金の請求も同時にするとスムーズ
② 生活関連の手続				
<input type="checkbox"/>	電気・ガス・水道の名義変更または解約	すみやかに	各事業者	契約を続ける場合、口座引落しになっているなら支払方法の変更も忘れずに
<input type="checkbox"/>	NHK・固定電話・携帯電話・インターネットの変更または解約	すみやかに	各事業者	契約を続ける場合、口座引落しになっているなら支払方法の変更も忘れずに
<input type="checkbox"/>	定期購入・サブスクの解約	すみやかに	各事業者	
<input type="checkbox"/>	クレジットカードの解約	すみやかに	各クレジットカード会社	
③ 社会保険関連の請求				
<input type="checkbox"/>	葬祭費の申請	2年で時効	住所地の市区町村役場	国民健康保険に加入していた場合
<input type="checkbox"/>	埋葬料の申請	2年で時効	健康保険組合・協会けんぽ	健康保険組合などに加入していた場合
<input type="checkbox"/>	高額療養費の請求	2年で時効	市区町村役場（国保） 健康保険組合・協会けんぽ（会社員）	
<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求	5年で時効	最寄りの年金事務所・年金相談センター	
<input type="checkbox"/>	遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）の請求	5年で時効	遺族基礎年金のみの場合は住所地の市区町村役場 遺族厚生年金がある場合は年金事務所・年金相談センター	受給要件を満たしているか確認を
<input type="checkbox"/>	寡婦年金の請求	5年で時効	市区町村役場・年金事務所・年金相談センター	国民年金のみに加入していた人が亡くなり、要件を満たす場合
<input type="checkbox"/>	死亡一時金の請求	2年で時効	市区町村役場・年金事務所・年金相談センター	国民年金のみに加入していた人が亡くなり、要件を満たす場合
④ 遺産相続の手続（基礎）				
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本の収集（相続人の確定）		各市区町村役場	司法書士に依頼可
<input type="checkbox"/>	遺言書の検索・照会		公証役場・法務局（遺言書保管所）	司法書士に依頼可
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		家庭裁判所	公正証書遺言・法務局保管の遺言書は不要 司法書士に依頼可（書類作成）
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	家庭裁判所	借金がある場合は必ず検討 司法書士に依頼可（書類作成）
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図の写しの取得		法務局	各種相続手続を一括して進めるときに便利 司法書士に依頼可
⑤ 遺産相続の手続（個別）				
<input type="checkbox"/>	不動産の相続登記（名義変更）	3年以内	法務局	司法書士に依頼可
<input type="checkbox"/>	預貯金の相続手続		各金融機関	司法書士に依頼可
<input type="checkbox"/>	上場株式・有価証券の相続手続		各証券会社	司法書士に依頼可
<input type="checkbox"/>	生命保険金（死亡保険金）の受取	3年で時効 （かんぽ生命は5年）	各生命保険会社	司法書士がサポート可
⑥ 税金関係の手続				
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	税務署	確定申告をすべき人が亡くなった場合 税理士に相談
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納税	10ヶ月以内	税務署	基礎控除：3,000万円+600万円×法定相続人の数。超えそうなら税理士に相談

※本リストは参考資料です。個別の状況により手続の内容が異なる場合があります。

◆ 相続手続のことなら、お気軽にご相談ください

相続登記・預貯金の相続手続・戸籍収集・遺産分割協議書の作成など
手間と時間のかかる手続は、当事務所でまとめて対応いたします。

【初回面談相談無料】 お電話（0493-31-2010）にてご予約ください

司法書士柴崎智哉事務所

〒355-0063 埼玉県東松山市元宿2-26-18 2階

<https://souzoku-shiba.com/>

